

岡崎市賃貸借発注基準

令和6年2月21日
入札参加者審査委員会

1 趣旨

岡崎市（以下、「本市」という。）の賃貸借に係る発注において、市内事業者の入札参加機会の拡大と競争性の確保を図ると同時に、公平・公正な入札の実施と入札事務の標準化及び簡略化のため、岡崎市賃貸借発注基準（以下「本基準」という。）を定める。

2 賃貸借の分類

本基準における賃貸借は、入札参加資格者名簿（業務）のリース・レンタルの業種で発注できるものをいう。

3 発注方式

本基準で取り扱う発注方式は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札

入札条件を付して入札を執行する、条件付き一般競争入札を指す。入札に参加できる事業者は、岡崎市入札参加資格者名簿に登載されている必要がある。

(2) 指名競争入札

入札参加者を岡崎市入札参加資格者名簿に登載された事業者から指名して入札を執行する。

(3) 随意契約

随意契約は、別で定める随意契約ガイドラインに則って運用する。

4 地区区分について

本市の地区区分は、各事業者の本店等の所在地により、市内、準市内、市外の3種類に区分される。本市は、地元企業優先調達条例の趣旨に則り、賃貸借の実施に係る技術的な問題がなく、入札の競争性等が確保できる場合については、市内の事業者を優先した入札を実施する。

ただし、これは本市の発注において、準市内、市外の事業者の排除を意図したものではなく、各案件の特性等に応じて、個々に判断する。

なお、市内事業者の優先とは、市内事業者の入札参加の機会の確保のことを指し、入札結果を確保する運用ではないため、留意する。

5 賃貸借の発注

(1) 基本的な考え

本市の賃貸借は、従来、指名競争入札及び随意契約により発注してきた。賃貸借は、その実施する内容が単純に機器を借りるだけにとどまらず、多種多様であることに加えて、各事業者の実施できる賃貸借の規模が様々である。よって、法令に基づき、個々の案件の特性と競争性を鑑みながら、地区区分と入札方式を選択する。一般競争入札の執行も可とするが、今までの経緯をふまえて、入札参加条件等が整理できた案件から行うものとする。

(2) 一般競争入札

ア 地区区分の設定

(ア) 市内のみ

現在、業者登録名簿のリース・レンタルの全ての業種において、市内の事業者の数は、一般競争入札の実施に望ましいとされる業者数20者に満たない状況にある。この状況下で、市内事業者を対象とした一般競争入札を実施すると、入札参加条件等の付与もあり、応札できる事業者の数（入札参加可能業者）は、より少数になることが推測される。そのため、案件を履行可能な市内事業者の数が増えるまで、地域区分を市内とした一般競争入札は行わない。

(イ) 市内から準市内・市外に拡大

入札に参加可能な市内事業者がおらず、賃貸借の内容が定型・定量的であり、規模の大きい案件は、入札に参加可能な事業者数を鑑みながら、地区区分を準市内、市外に拡大して一般競争入札を実施する。ただし、入札に参加可能な市内事業者がいる場合は、市内事業者への優先調達及び市内事業者育成の観点から、指名競争入札を行うものとする。

イ 入札条件（履行実績）

一般競争入札にあたり、履行実績を付する場合は、官公庁（国、地方自治体、独立行政法人、公社又は事業団等）又は民間企業を発注者とするもので、実施内容等を勘案して定める。対象期間は最長10年とする。履行実績については、賃貸借の特性等に加えて、競争性の確保も鑑みて設定する。

ウ 入札条件（その他）

賃貸借の特性に応じて、入札参加者又は案件に携わる技術者に対して入札条件を付与することができる。ただし、入札に際して、客観的に審査ができる内容に限る。

エ 入札参加者審査委員会

一般競争入札に付する条件は、入札参加者審査委員会の承認を得なければならない。審査の条件については、次のとおりとする。

設計金額（税込）	審査
2,000万円以上	入札参加者審査委員会
50万円以上2,000万円未満	入札参加者審査委員会（事務局）：契約課

(3) 指名競争入札（電子入札）

ア 実施条件

指名競争入札は、次の条件を勘案して実施する。

- (ア) 賃貸借の性質等により、実施可能な業者数が少ない案件
- (イ) 入札に参加可能な市内事業者がいるが、その参加者名簿登録数が、一般競争入札に付すには少ない（概ね20者未満）業種に係る案件
- (ウ) 重要情報（例：特定個人情報等）の取扱い等の理由により、公告による一般競争入札がなじまない案件

イ 準市内・市外事業者の指名

市内の入札参加可能業者数が、岡崎市競争入札参加者選定要領第7条で定める数より少なく、かつ、賃貸借の内容等により、準市内、市外の事業者であっても実施できる案件の場合は、準市内、市外の事業者の順に地区区分を拡大して指名し、選定数を満たすものとする。

また、案件の性質から、市内に実施可能な事業者が存在せず、市外（又は準市内）の事業者のみを指名業者として選定することも可とするが、仕様等の見直し等により市内事業者が指名競争入札に参加が可能かを検討する必要がある。

ウ 指名業者の選定と発注タイミング

指名業者の選定にあたって、過去に実施した入札の実績だけで、再度、同じ事業者を安易に指名することなく、状況に応じて、事業者の適切な入替を実施する。

また、発注課において、電子入札を契約課に依頼するにあたっては、指名する各事業者（特に市内の事業者）の受注できる許容量を考慮し、同様の案件の発注を、期間内で均等に（発注の平準化）ことに努める。

例：発注課の所管する情報通信機器A、B、Cの賃貸借を同じ入札日で発注していたが、3つの入札日に分散する等

エ 同格の事業者の指名

賃貸借の内容を履行可能な事業者が複数存在し、指名競争入札の選定数を超える場合、次の要件も比較勘案して、指名業者を選定する。

- (ア) 市内に本店がある。
- (イ) 障がい者雇用の割合が高い。
- (ウ) 当該業務の事前調査・試験等に協力している。

(4) 指名競争入札（各課紙入札）

ア 市内事業者への配慮

指名業者の選定にあたっては、市内事業者から選定する。ただし、当該案件を実施できる市内事業者が存在しない場合を除く。

イ 指名業者の選定

指名業者の選定にあたっては、過去に実施した入札の実績だけで、再度、同じ事業者を安易に指名することなく、状況に応じて、事業者の適切な入替を実施する。

6 本基準の適用

本基準は、令和6年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札に適用する。